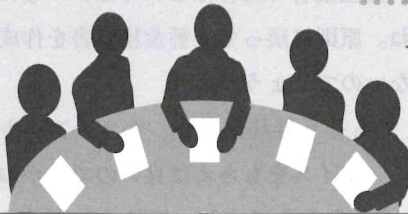


事例から学ぶ 税務の核心

～ひたむきな税理士たちの研鑽会～



<第90回>インボイス制度施行半年経過後の
実務上の論点

大阪勉強会グループ 著

(濱田康宏・岡野訓・内藤忠大・白井一馬・村木慎吾)

[前回(第89回)は No.3789 (令和6年2月12日号)に掲載いたしました。]

インボイス制度が開始して、約半年が経過した。現時点の実務で確認しておくべきことを振り返っておきたい。また、個人所得税の確定申告期を迎え、最低限注意しておくべき点を確認してみた。

1 はじめに

濱田) イ

始まり、は
思われてい
知識も混乱

sample

sample

sample

白井) 導入直後はいろんな質問があったものの、もうほぼ落ち着いたように思います。

られた、出張旅費特例についてです。

内藤) 出張旅費特例は、出張旅費について、

内藤) はい。インボイスについての質問は、あ

結構いましたね。

内藤) 最終的には、国税庁がQ&Aを更新して、実費精算の場合も問題ないと明言してくれ

岡
逆
い

sample

sample

sample

ご質問
払いに
です。
は、所

まずいかなというのはあります。

得税基本通達9-3に基づく支給であるかどうかで判断されるのであり、いわゆる経費精算の

村木) 長く続く制度でもありますし、ここで知識の再確認

sample

sample

sample

2 イン

1) 出張旅費特例

濱田) まずは、インボイス導入後も混乱が見

適用範囲はどこまでなのか、という論点がありますね。